

津市スポーツ栄誉賞表彰要綱

平成20年8月29日訓第63号

改正 平成22年4月14日訓第33号
平成26年10月31日訓第84号
平成29年8月31日訓第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市表彰規則（平成18年津市規則第3号）第4条の規定に基づき、オリンピック競技大会若しくはパラリンピック競技大会（以下「オリンピック等」という。）又は世界大会において優秀な成績を収め、本市の住民に感動、勇気及び夢・希望を与えるとともに、スポーツの振興及び元気な津市づくりのために功績のあった者に対し、その栄誉を称え表彰（以下「表彰」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、次に掲げる区分により市長がこれを行う。

- (1) 津市スポーツ栄誉大賞
- (2) 津市スポーツ栄誉賞

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に住所を有したことのある者又は本市の区域内に所在する団体等に在籍する者のうち、次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすもの（チームの一員である場合を含む。）とする。

- (1) 津市スポーツ栄誉大賞 オリンピック等において、金メダル、銀メダル若しくは銅メダル又はこれらに類するものを獲得した者
- (2) 津市スポーツ栄誉賞 オリンピック等において4位から8位までに入賞した者、世界選手権大会において金メダルを獲得した者その他世界大会で特に顕著な成績を収めた者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与し、随時行う。

(表彰の除外)

第5条 表彰は、津市民栄誉賞表彰要綱（平成20年津市訓第62号）の規定

に基づき、津市民栄誉賞又は津市民特別栄誉賞を授与される場合は、これを行わない。

(表彰に係る事務)

第6条 表彰に係る事務は、スポーツ文化振興部スポーツ振興課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月14日訓第33号)

この訓は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日訓第84号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月31日訓第78号)

この訓は、平成29年9月1日から施行する。